



3 しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校・中学校

にゅうがく てつづき 3-3 入学の手続

こうりつ しょうがっこう ちゅうがっこう こ にゅうがく す し く ちょうそん やくしょ
公立の小学校や中学校に子どもを入学させたいときは、あなたが住んでいる市区町村の役所または
きょういく いんかい い にほん がっこう にゅうがく きぼう い し つた にゅうがくしんせいしよ わた
教育委員会へ行き、日本の学校への入学を希望する意志があることを伝え、「入学申請書」を渡さ
れまので、必要事項を記入して提出してください。申請には子どもと保護者それぞれの外国人登録証
めいしよ ひつよう てつづき う つ こくりつ しりつ しょうがっこう
明書が必要です。手続はいつでも受け付けています。インターナショナルスクールや国立・私立の小学校や
ちゅうがっこう にゅうがく がっこう ちよくせつもう こ
中学校に入学させたいときは、その学校に直接申し込んでください。

がいこくじんとうろく つぎ とし しょうがっこう にゅうがく ねんれい こ ほごしや にゅうがくあんないしよ
※ 外国人登録をしていて、次の年に小学校へ入学する年齢の子どものいる保護者へは入学案内書
おく あんないしよ にゅうがく がっこう しゅうがく けんこうしんだん しゅうがくまえけんこうしんだん ひ か
送られてきます。案内書には入学する学校や就学のための健康診断（就学前健康診断）の日にちが書
かれています。

にゅうがくあんないしよ ばあい こ さい ちか はや し く ちょうそん やくしょ きょういく い
※ 入学案内書がない場合もあるので、子どもが6歳に近づいたら、早めに市区町村の役所か教育委
いんかい と あ
員会に問い合わせましょう。



● 入学の手続

